

令和元年度第2回

川西市国民健康保険運営協議会
議 事 録

令和元年12月16日（月）

川西市役所 4階 庁議室

川 西 市

会 議 録

会議名 (付属機関等名)		令和元年度 第2回 川西市国民健康保険運営協議会		
事務局 (担当課)		健康増進部 国民健康保険課		
開催日時		令和元年 12月 16日(月) 午後2時		
開催場所		川西市役所 4階 庁議室		
出席者	委員	野原登志子委員、土手道子委員、和田和代委員、織田行雄委員、松浦孝治委員、樋口淳一委員、松本昭彦委員、板東一仁委員		
	事務局	健康増進部長、健康増進部副部長、国民健康保険課長、保険収納課長、保険収納課長補佐、国民健康保険課長補佐、国民健康保険課主査		
傍聴の可否予定		可	傍聴者数	0人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由				
会議次第		議題 1 令和2年度仮係数に基づく納付金及び標準保険料率について 2 その他		
会議結果		1 令和2年度仮係数に基づく納付金及び標準保険料率について説明が行われた。 2 今後の予定について、委員に対し説明が行われた。		

会長

それでは定刻がまいりましたので、ただいまより、令和元年度第2回の川西市国民健康保険運営協議会を開催いたします。

本日は大変お忙しいところ、ご出席いただき、誠にありがとうございます。

まず初めに、本日の委員の出欠をご報告いたします。藤末委員、佐々木委員、鎌田委員、尾野上委員が欠席で他の8名が出席であります。よって、定数の半数を超えておりますので、川西市国民健康保険運営協議会規則第4条に従って、本日の運営協議会は成立となります。

また、本日の会議は、「川西市国民健康保険運営協議会会議公開制度運用要綱第5条」の規定に基づきまして傍聴を認めることとしておりますので、ご了承をお願いいたします。

部長

皆さん、こんにちは。本日は年末の大変お忙しい中、ご参加をいただきましてありがとうございます。また皆様には日頃から本市の国民健康保険事業のご理解とご協力いただいておりますことを重ねてお礼申し上げます。ありがとうございます。

この運営協議会、前は9月だったと思うのですがけれども、前回のときは、平成30年度の決算の状況をご説明させていただきましたが、今回第2回から来年1月にかけては、いよいよ来年度、令和2年度の国民健康保険税率の在り方についてご議論いただくということになります。

今日は今年度の収支見込みをご説明させていただくのと、それから、11月末に県から示されました仮係数に基づく納付金と標準保険料率についてご説明をさせていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

会長

それでは議事を進めたいと思います。

まず、本日の協議会議事録の署名委員を選出させていただきたいと思います。私から指名をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

<「異議なし」の声>

会長

異議なしとのことですので、本日の署名委員といたしまして、樋口委員と板東委員を署名委員に指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議題に先立ちまして事務局から諮問があるとのことですので、説明をお願いいたします。それでは議事を進めたいと思います。

国民健康保険
課長

先ほど、部長からのあいさつにもありましたとおり、これから1月にかけて、令和2年度の国民健康保険税の在り方に向けて審議していただくこととなります。川西市国民健康保険運営協議会への諮問につきましては、昨年度より、税率改定を行うか否か

に拘わらず、適正な税率について審議いただくよう諮問を行い、審議結果について答申をいただくという形に変更しております。今年度の諮問につきまして、本来は市長がすべきところですが、公務の都合により、荒崎部長より諮問をさせていただきます。

部長

諮問。

国民健康保険は、国民皆保険制度を守るための基盤となる制度ですが、加入者の年齢構成が高く、医療費水準が高い、また所得水準が低く、保険料負担が重いなどの構造的な問題があります。

それらの課題を解決するために、平成30年度からは国保制度改革が行われ、公費が拡充されるとともに、県が市町村とともに共同運営者となり、財政運営の責任主体として県全体で必要な医療費等を見込み、それを賄うための納付金額を各市町村に示し、各市町村はその納付金等を基に税率設定をすることとなりました。

本市の国民健康保険事業特別会計におきましては、平成30年度決算の実質単年度収支額で約1億1,200万円の黒字を計上していますが、令和元年度以降においても制度の根本的な問題である加入者の年齢構成などの問題は残ったままであり、一人当たり医療費の増加傾向が続いている厳しい財政状況の中で、これからも収支均衡を図り、健全な財政運営に努めなければなりません。

つきましては、市民が健康で安心して暮らせるよう、将来にわたって国民皆保険を堅持するために、川西市国民健康保険運営協議会規則第2条に基づき、令和2年度川西市国民健康保険税率等についてご審議いただきますようお願いいたします。

令和元年12月16日 川西市国民健康保険運営協議会 会長 松本昭彦様 川西市市長 越田謙治郎 代読です。よろしく申し上げます。

会長

ただいま諮問をお受けしました。皆様の慎重なご審議をお願いいたします。

それでは、事務局より一言お願いいたします。

国民健康保険
課長

ありがとうございました。本日も説明させていただき内容を参考にさせていただき、1月から適正税率についての本格的な議論を進めていただきますよう、重ねてお願いいたします。

会長

それでは、協議事項第1「令和2年度仮係数に基づく納付金及び標準保険料率について」を議題といたします。

内容について、事務局より説明をお願いいたします。

国民健康保険

まず会議資料の確認をさせていただきます。まず、本日の次第。次に、諮問書の写

課長

し。そして、事前にお配りしております、右上に「資料」と書いております4枚ものの資料。さらに、「国保のすがた」という冊子の4点でございます。この「国保のすがた」という冊子につきましては、毎年配布させていただいております。国保の概況や財政状況、国民医療費の動向など、記載内容の基本的な構成は昨年と変わりはありませんが、新たに「糖尿病性腎症重症化予防」や「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」などが掲載されております。またご覧いただきますようお願いいたします。

冊子資料はすべてお揃いでしょうか。それでは順次説明を始めさせていただきます。

資料の1ページ目をご覧ください。

保険料の算定方法のイメージでございます。以前も同じ資料でご説明しておりますが、適正税率を審議していただくために、基本的な仕組みとして再確認することから、改めて説明をさせていただきます。

まず左の図が29年度までの仕組み、右の図が30年度からの仕組みでございます。右側に記載しております現行制度では、①の兵庫県全体の医療費総額から②の公費や前期高齢者交付金を除く③の部分が兵庫県全体で納付金を賄うべき総額となり、その納付金総額を、「所得水準」「被保険者数」「世帯数」に応じて市町ごとに按分し、その額に医療費水準を反映させて、各市町の納付金額が決定されるという流れになります。

具体的な市町への按分方法については、次のページとなりますので、2ページをお開き願います。

左上の「1 保険料収納必要額の算出」の部分をご覧ください。

県全体の医療費総額の見込みから公費等を控除し、保険料収納必要総額を算出いたします。例示している図では、県全体の医療費総額を300億円とし、その内200億円は公費で賄えるため、保険料収納必要総額としては、100億円ということになります。その100億円を所得割分、均等割分、平等割分に按分するわけですが、標準割合どおり、所得割、均等割、平等割の割合を50対35対15に按分した結果、中央の「2 納付金の按分」の図にあるように、県全体の所得割分としては50億円、均等割分としては35億円、平等割分としては15億円となります。

次に所得割分、均等割分、平等割分それぞれを市町ごとに按分していくこととなりますが、例示されているA市は、県内における所得総額、被保険者数、世帯数の割合が、県全体の5分の1であると設定されています。

その結果A市が納めるべき所得割分は50億円の5分の1である10億円、均等割分は35億円の5分の1である7億円、平等割分は15億円の5分の1である3億円ということとなり、納付金額の合計は20億円となります。

この額に対して、医療費適正化のインセンティブを図るために、右の年齢構成調整後の医療費水準を反映させることとなります。

年齢構成調整後の医療費水準とは、年齢構成が高い市町は医療費が多くかかってしまうため、その不平等を解消するために用いる医療費水準であり、全国平均との比較により算出するものです。具体的には、5歳きざみの年齢区分ごとに記載されている全国平均一人当たり医療費の額に、被保険者の構成割合を乗じて、一人当たり医療費が全国平均であった場合の医療費を算出します。例では、その金額が30万円となっておりますので、A市の一人当たり医療費の実績額が33万円であることから、A市の一人当たり医療費は全国の水準と比較すると1.1倍ということになります。したがって、先ほどのA市がおさめるべき納付金額20億円に、医療費水準1.1倍を乗じた最終的な納付金額は22億円となります。このように医療費水準が高ければ納付金額が高くなりますので、医療費水準を納付金額の算定に反映させるというこの仕組みは、医療費適正化を進めるインセンティブとなると言われています。

以上が保険料及び納付金の算定方法のイメージの説明となります。

会長

ただいまの説明になりまして、何かご質問等ございませんでしょうか。これは要するに、標準割合というのは、50、35、15%ということですね。

国民健康保険
課長

はい。

会長

分かりました。何かございませんか。

委員

この水準を決める時に適正化するための係数を出されますよね。これが1.1。これは係数は変わるわけですね。市町村によって。

国民健康保険
課長

そうです。

委員

高齢化している市町村ほどこの係数が高くなっていくということですか。

国民健康保険
課長

高齢者の割合が高くなるとそうなります。

委員

そうですね。分かりました。

会長

よろしいですか。ほかにございませんか。

委員 高齢者の割合が高くなると係数が高くなるという意味が分かりません。一人当たりの平均を出すときは、高齢者が多いところを調整するために、率にして平均になるようにしているわけですね。そこでは高齢者が多いところが不利にならないように調整しているわけですね。

会長 一般的に高齢者の方が、医療費がたくさんかかっているということですね。

国民健康保険課長 そうです。すみません、ちょっと説明不足でしたけれども、実際の高齢者の方の割合、それに全国一人当たりの医療費をかけ合わせて出した金額。それと、実際の実績として使っている金額のその割合になります。

委員 すみません。私の理解で正しいかどうかですけど、全国平均一人当たりというのは年齢別で出して、それは全国平均トータルをして平均的な金額、30万を出すため要素で、それは全国平均を、例えば高齢者が多いとか少ないとかで不利にならないように平均を出しているわけですね。それは高齢者が多いところが不利にならないようにそういう式を作っているわけですね。ところがさっき質問があったのは、高齢者の多い方が不利ですかっていうのは、平均値としてそれは高齢者が多い方が上がりますよね。だからそういう意味では上がると思うんですけど、それを調整するためにこういう計算式を作っているっていうそういう理解でよろしいですね。

国民健康保険課長 はい。そのとおりでございます。

会長 ほかにございませんが、それでは続いて資料の説明を願います。

国民健康保険課長 3ページをご覧ください。
令和元年度の収支見込みの資料でございます。
まずは「1 平成30年度以降の国民健康保険特別会計の仕組み」でございます。
先ほど、保険料及び納付金の算定方法についてご説明しましたが、平成30年度以降は、市は県に対して納付金を支払い、県は市の保険給付費を全額負担することになります。
よって市は、県に納める納付金と市で実施する保健事業の費用などを賄うために税率を設定することになります。
下の図をご覧ください。
上段に歳入、下段に歳出の項目を記載していますが、色がけをしていない歳入左端に記載しております「保険給付費等交付金」はその下の歳出の「給付費」を賄うために県から支出されるものであり、これらの額は同額となります。また歳入の右端の「

徴収金等」とその下の歳出の「保険給付費等交付金償還金」も同額となっております。よって、色がけしている部分の歳入と歳出の差引額が収支見込額となります。

次に、「2 令和元年度川西市国民健康保険事業特別会計の収支見込みについて」をご覧ください。

当初予算時におきましては、約2億6,500万円の収支不足を見込み、基金繰入で賄うことを見込んでおりましたが、9月末時点の数値では、表の1番下に記載しておりますように、歳入歳出差引額は6,656万9,000円のマイナス収支を見込んでおります。

その主な理由につきましては、歳入の⑥繰越金において、普通調整交付金の申請誤りによる交付金収入を含む、3億7,532万4,000円が繰り越されてきたことによるものです。ただし、この中には、令和元年度に精算する、保険給付費等交付金が約9,000万円含まれておりますので、平成30年度の黒字分としては、約2億9,000万円が繰り越されてきていることとなります。

したがって、もしこの繰越分がないとした場合は、3億円を超えるマイナス収支となります。

次に4ページをご覧ください。

医療給付費の推移についての資料でございます。

先ほどから説明をしておりますとおり、平成30年度以降は本市の医療給付費を賄うためだけに税率設定をするのではなく、県全体の医療給付費を賄うために各市が納めるべき納付金額が決定され、その納付金額等に基づいて税率を設定するという流れとなっておりますが、医療給付費の状況を知っていただくため、参考までに本市の医療給付費の状況をご説明いたします。

右端の令和元年度見込の欄をご覧ください。上段の一般分について、合計額としましては被保険者数の減少により、104億7,002万4,000円と平成30年度実績より減少する見込みですが、一人当たり額としましては表に示した5年間ずっと増加しております。令和元年度も約1%の上昇を見込んでおり、国保会計は厳しい財政運営が続くことが予想されます。

以上が令和元年度の状況に関する説明となります。

会長

ただいまの説明に対しまして何かご質問等ございませんでしょうか。

委員

分かればいいのですが、30年度の実績のところ退職者医療一人当たり額がかなり落ちているのですが、68.13%落ちているのですけれども、これは何か理由があるのですか。

国民健康保険

退職者医療制度の方は、令和元年度で終了する見込みとなりますので、そこで一

課長	人当たりが下がっています。
委員	一人当たりはそれで下がるのですか。数が減ってくるというのは分かるのですが。
織田委員	退職の対象者が29年から30年にわたって300人、280人ぐらい減っている中に結構高い人がいるのではないですか。たまたまと言いますか。
委員	30年度から比べたら増えていますものね。 母体が減ったから変動が大きくなったということでしょうか。
国民健康保険 課長	はい。そうです。
会長	ほかにございませんか。 それでは続いて資料の説明をお願いします。
国民健康保険 課長	次に5ページをご覧ください。 この資料では、納付金の金額と標準保険料率の算出方法及び標準保険料率の特徴などについて医療分、支援金分、介護分ごとに、記載しております。 なお、今回資料でお示ししております納付金や標準保険料率は、あくまで仮係数に基づく試算値であるため、令和2年度納付金額の現時点での傾向を大まかに把握するための参考としてご覧ください。そして来年、年明け以降に本係数に基づく納付金額が県から示された際には、税率の在り方についての事務局案を作成し、提示する予定ですので、そこから本格的な議論を進めていただきたいと思います。 それでは資料の「1 医療分の納付金及び標準保険料率」でございしますが、医療分の一般分の納付金額は、31億6,725万4,221円となっております。令和元年度の本係数の金額と比べて約3,400万円減少しております。 まず、標準保険料率についての説明でございしますが、標準保険料率とは、保険料負担を他市と比較しやすいように「見える化」するために、県が示す標準的な保険料率となっています。よって、本市が実際に課税する保険税率、保険税額とは異なる点にご注意ください。 標準保険料率を算定するための手順1としましては、税率を設定する際には、市が支払うべき金額は納付金だけではないため、納付金額に、保健事業費など納付金額とは別に歳出が必要なものを加えるとともに、県繰入金など、税以外に歳入が見込まれるものを控除した金額を算出いたします。その額が④にありますとおり、約25億5,507万6,000円となります。

次に手順2といたしまして、現実的には収納率が100%ではないため、必要額を確保するために、収納率で割り戻した額を基に税率を算定する必要があります。使用している標準収納率は平成28年度から平成30年度の平均値の92.28%であり、その値で割り戻した結果、約27億6,883万円となります。

最後に手順3といたしまして、表にあります所得、被保険者数、世帯数を基に、手順2で求めた金額を賄うための税率を算定いたします。その結果、所得割7.79%、均等割は3万2,090円、平等割は2万2,173円となっております。

ちなみに昨年度に示された令和元年度の本係数の時と比較いたしますと、所得割は0.43%増、均等割は2,134円の増、平等割は1,110円の増となっております。

なお、この算出に使用されている被保険者数や世帯数につきましては、県の推計値であるため、本係数が出た後、実際に税率算定をする際には、収納率とともに市の推計値へ置き換える必要があります。

6ページをお開き願います。

こちらは「支援金分の納付金及び標準保険料率」でございますが、支援金分の一般分の納付金額は9億8,743万4,791円となっております。標準保険料率については、医療分と同じく納付金額から調整を行った後、標準収納率で割り戻した約9億4,760万2,000円を基に標準保険料率を算定した結果、所得割が2.71%、均等割が10,967円、平等割が7,578円となっております。

ちなみに昨年度に示された令和元年度の本係数の時と比較いたしますと、所得割は0.14%増、均等割は572円の増、平等割は269円の増となっております。

7ページをご覧ください。

「介護分の納付金及び標準保険料率」でございますが、介護分の標準保険料率算定に必要な一般分と退職分を合計した金額は3億2,683万2,341円となっております。

医療分、支援金分と同じく標準保険料率について、納付金額から調整を行った後、標準収納率で割り戻した3億107万8,000円を基に標準保険料率を算定した結果、所得割が2.34%、均等割が12,204円、平等割が6,132円となっております。

ちなみに昨年度に示された令和元年度の本係数の時と比較いたしますと、所得割は0.26%の減、均等割は1,375円の減、平等割は210円の減となっております。

今回の仮係数に基づく計算においては、納付金額全体では、令和元年度の本係数の時と比較しますと約9,000万円少なくなっていますが、一人当たりの納付金額にしますと、約4,300円増加しております。

そのため、標準保険料率においても、令和元年度の本係数の時よりも、全体的に上がっております。今後は1月に本係数として示されたときに本格的にご議論いただくのですが、そこで現在の税率と納めなければならない金額に差がある場合、基金の活用も含めてどうしていくのかということについて、ご審議いただくことになるかと思ひ

ますのでよろしくお願いいたします。資料の説明は以上でございます。

会長 この件につきまして、何かご意見、ご質問はありませんでしょうか。

事務局 一点資料の修正をさせていただきたいのですが、5ページの手順1のところ、標準保険料率の調整項目プラスとマイナスの合計欄があるのですが、どちらも単位が千円ということで単位が抜けておりまして、申し訳ありませんが修正をお願いいたします。

会長 何かご質問ございませんでしょうか。

委員 去年の記憶がないのですが、去年こういう説明があったかと思うのですが、方式は特に去年と変わっていないのですか。

国民健康保険
課長 はい。変わっていません。

委員 手順2のところなのですが、前回も言ったのですが、収納率で割るということは、結局、真面目に払っている人がその分たくさん支払うということになりますよね。それはちょっとやっぱり理不尽だと思うのが一つと、もう一つ、標準収納率と書いているのですが、これは市町によるものではなくて、あくまで県の標準値で計算するのですか。

国民健康保険
課長 これは川西市の28,29,30年度の平均になります。

委員 この標準収納率というのは川西のことなのですか。

国民健康保険
課長 はい。

委員 わかりました。では、市町村によって違うのですね。

国民健康保険
課長 はい。

委員 一つだけ、今の収納率のところ、今まで毎年ちょっとずつよくなっていたと思うので、最終的に割り戻すのもましになるわけですよ。例えば94で割り戻していったら、もうちょっとこう額が低く抑えられるし、本係数が出た時にまともに計算したら、今よりは

もうちょっと安めになりそうかなとか。

国民健康保険課長 この標準保険料率を出すときの収納率というのは、申しましたとおり3年平均になっておりますので、少しずつ上がっている状況でありますので、そういった意味では、この収納率よりは、少し高めになっていくかと思っております。

委員 3年の平均なのですか。

国民健康保険課長 3年の平均で標準収納率を出しております。

会長 ここに書かれている92.28%は去年の数字、去年使われた3年平均、要するに29年、28年、27年ですか。今度本係数で出されるときは新しい年の数字を入れられるということですか。3年平均を出すときに。

国民健康保険課長 本市の税率を決める時というのは、令和2年度に見込まれる収納率で割り戻しをします。この標準保険料率を出すときの収納率というのは、過去3年間の収納率の平均を用いています。

会長 何かございませんか。

これらは、令和2年の仮係数に基づいて、それぞれの医療分から介護保険分までの納付金額を出して、それをそれぞれ数字で割ってこのぐらいになるであろうということを見込まれたという数字ですよね。仮係数というのがどこかにあるのですね。

国民健康保険課長 仮の今の状態で、国が示してきた数字に基づいて出されています。

会長 出されたのがそれぞれ3つの項目の納付金ということですね。それで調整、プラスマイナスして、実際に必要なものに収納率を掛けて、来年必要な税を出されてそれぞれの項目ごとに、所得割、均等割、平等割で按分した分がこれですよということですね。

国民健康保険課長 そうです。ただ、これは標準的な税率の計算をした場合に、計算した結果こうなりますよということでもありますので、他市との比較などに使うためのものとなっております。ですので、去年、同じ方式で計算した保険税率と今回の同じ計算で出した保険税率を比べて、どうなっているかというのを比較する時とか他市との比較などに使えますので、実際の保険税率というのは、そこには影響してこないと。

委員 結局上がるということですね。

国民健康保険
課長 このとおりにやりますと、令和元年度より上がる計算になります。

委員 それは、上がった場合2年間は据置きですか。

部長 昔は2年ごとにしていたのですが、新しい制度になった後は、1年ごとにまたここで
ご議論していただきますので、もしかしたら毎年上げることになるかもしれませんし、そ
れは分からないです。
税率のご議論を次から実際にしていただくのですが、その時に、今基金が約10億
ありますけれども、その基金をどんなふうにするのかということに合わせて、先を見なが
ら、2年ぐらい見据えて税率を考えるのか、毎年毎年するならこれぐらいでしょうかという
議論も合わせていただく形になります。

委員 ということは、基金を使っていいかどうかは別として、それを使いながら2年間は据え
置くということもあるのですね。

部長 そうですね。基金があるのだったら考え方としてはあるかと。
基本的には毎年税率を計算して、一旦こういった資料を出させていただいてこうい
うご議論いただくというのは毎年毎年になります。

会長 よろしいですか。
傾向としては、被保険者数が減少傾向で医療費が増えてきているということになれば、
どう考えても、これから保険料が上がるという傾向にはありますよね。
よろしいでしょうか。
あくまでもこれは仮係数に基づくシミュレーションということで、年明けから本格的な
審議をするたたき台ということで理解をしていますので、何か今のうちに聞いておいて
いただいた方が分かりやすいのではないかと思いますので。
ございませんか。
それでは協議事項第2「その他」の項目に移りたいと思います。事務局から何かあり
ますでしょうか。

国民健康保険
課長 今後の運営協議会の予定ですが、県から本係数に基づく納付金額が1月初旬に
出る予定となっているため、それ以後1月の中旬ぐらいに運営協議会を開催したいと

考えております。開催のお知らせが直前になるかと思いますが、日程を調整の上、ご出席賜りますようよろしくお願いいたします。以上でございます。

会長

年明け早々、運営協議会を開催することになりますが、ご協力よろしくお願いいたします。

ほかに何かございませんか。無いようですので、閉会にあたり一言ごあいさつを申しあげます。

本日は、令和2年度の国民健康保険税の在り方に向けてご審議をいただき、心よりお礼申しあげます。

これもちまして、令和元年度第2回川西市国民健康保険運営協議会を閉会いたします。どうもありがとうございました。